

令和5年度
危機管理マニュアル



美祢市立伊佐中学校

目 次

1 本校の危機管理の方針	・・・	3
(1) 危機管理の目的		
(2) 対象		
(3) 具体的な取組方法		
2 未然防止の対応（平常時）	・・・	4
(1) 学校安全計画(年間計画) ※ 別紙資料1		
(2) 防犯の取組		
① 地域ぐるみの学校安全体制の確立		
② 不審者侵入防止体制の確立		
③ 防犯教育の充実	・・・	5
(3) 生活安全の取組(防犯以外)	・・・	6
① 転落事故防止		
② 遊具事故防止		
③ プール事故防止		
④ 落雷・突風事故防止	・・・	7
⑤ 薬品事故防止	・・・	8
⑥ 熱中症防止		
(4) 交通安全の取組	・・・	9
(5) 災害安全の取組	・・・	10
① 学校防災体制		
② 防災教育		
③ 地震への備え	・・・	11
④ 風水害・土砂災害への備え		
(6) 生徒等の教室・訓練、教職員研修	・・・	12
3 緊急時の初動・初期対応 ※初動は発生後60分、初期は2～3日間を想定		
(1) 緊急時の校内組織と基本的対応	・・・	13
① 事案発生時の基本的対応		
② 校内組織	・・・	14

③ 参集体制	・・・	15
④ 110 番、119 番への通報文例等	・・・	16
⑤ 関係保護者への迅速な連絡	・・・	17
⑥ 保護者への引き渡し		
(2) 緊急時の登下校対応	・・・	18
① 避難・登下校対応		
② 保護者との連携		
(3) 個別事案への対応		
■ 不審者侵入	・・・	19
■ 交通重大事故	・・・	20
■ 火災	・・・	21
■ 地震	・・・	22
■ 台風等暴風	・・・	23
■ 風水害・土砂災害	・・・	24
■ 落雷	・・・	25

4 緊急時の中・長期対応

(1) 事後評価と学校再開の準備	・・・	26
(2) 生徒等と保護者の心のケア	・・・	27

5 別紙資料

- (1) 学校安全計画
- (2) 生徒の引き渡しマニュアル「保護者用」
「教職員用」
- (3) 消防計画書
- (4) 伊佐中学校基本避難経路
- (5) 非常・緊急連絡網

1 本校の危機管理の方針

(1) 危機管理の目的

- ① 本校の生徒と教職員の安全を確保するとともに、施設等を守る。
- ② 危険を早期に発見し、事件・事故、災害による被害を未然に防止する。
- ③ 事件・事故、災害の発生時に、迅速・的確に対応する。
- ④ 事件・事故の再発防止と、教育の再開に向けて対策を講じる。

(2) 対象

本危機管理マニュアルは、以下を対象として作成している。

- 1 学校危機の未然防止（平常時）の対応
緊急時の初動・初期対応
緊急時の中・長期対応
- 2 防犯を含む生活安全
(1) 不審者侵入防止対策、通学路の安全対策
(2) 学校等における事件・事故防止
転落、遊具、プール事故、落雷・突風、水難事故、薬品、熱中症
- 3 交通安全
- 4 災害安全
火災、地震、風水害、土砂災害等の被害防止対策

(3) 具体的な取組方法

「学校安全計画」と「危機管理マニュアル」を作成し、教職員の共通理解のもと取組を強化し、学校危機管理体制を確立する。

- ア 学校安全の担当者を教頭とし、校務分掌に位置付ける。
- イ 学校保健安全委員会を組織し、体制づくりを進める。
- ウ 学校安全計画に学校危機の未然防止に係る取組を位置付ける。
- エ 危機管理マニュアルを作成し、毎年見直しを行う。
- オ 危機管理マニュアルに、緊急事案発生時の対応手順等を明確にした対処要領を別紙資料として掲載する。
- カ 学校危機に即応できるよう、適宜、研修や訓練を実施する。
- キ 関係機関等との連携を図り、保護者と地域の協力を求める。

2 未然防止の対応（平常時）

（1）学校安全計画（年間計画）

別紙資料を参照

（2）防犯の取組

① 地域ぐるみの学校安全体制の確立

・ **スクールガード活動の活性化を図り、地域ぐるみの安全体制を確立する。**

- 学校、保護者、地域（伊佐中学校PTA・伊佐小中学校運営協議会・伊佐協育ネット協議会）との連携を密接にし、見守りやパトロールに取り組むスクールガード活動を活性化し、「生徒を一人にしない」対策を講じる。
- 警察・市教委・伊佐小学校と、不審者情報等を共有するとともに、生徒等及び保護者への注意喚起を常に行う。

・ **万々に備え、緊急連絡体制を整備する。**

- 緊急事案発生時の連絡や支援要請のために、マチコミメールやホームページによる情報配信システムを利用する。
- 緊急時の学校の登下校対応について保護者、地域に周知する。

・ **学校、保護者、地域が連携し、通学路の安全点検を実施する。**

- 毎年、定期的に通学路の安全点検を実施し、「安全マップ」を見直す。
- 危険箇所については、生徒、保護者に情報提供する。
- 生徒から通学路の状況について、随時報告を受ける。

② 不審者侵入防止体制の確立

・ **不審者侵入防止体制を確立するとともに、定期的に安全管理体制を確認する。**

- 使用しない施設は施錠する。
- 教職員の定期的な校内巡視や、必要に応じ、校外巡視にも取り組む。
- 防犯対策として、夜間や休業日の施錠を徹底する。
特に、部室等の施錠、貴重品の管理にも配慮する。
- 防犯監視システム（防犯カメラ、センサー等）を利用し、不審者侵入抑止体制を強化する。
- 休業日の学校開放等においても、生徒等の安全確保、安全管理に十分に努める。
- 防犯器具の設置場所や取扱方法等について、防犯訓練や研修会で確認し、緊急時に対応できるようにする。

・ **来訪者への対応を明確にする。**

□ 受付で受付名簿への記入、来校者証、名札を配付し、着けるよう依頼する。

・ **警察への通報体制を確立する。**

□ 不審者を発見した場合は、即座に110番通報する。(所轄署への連絡ではパトカーの配備など警察の緊急対応が遅れる)

□ 警察への通報基準

- 生徒や教職員に危険が感じられる場合
- 威圧行為を繰り返したり、脅迫している場合
- 窃盗行為をしようとしている
- 覚醒剤やシンナーなどの薬物を使用している場合
- 火災発生の原因となる行為をした場合
- 不審者が強引に生徒との接触を求めた場合
- 生徒に破廉恥行為を強要している場合 など

③ 防犯教育の充実

・ **警察や保護者等と連携し、防犯指導に計画的に取り組む。**

□ すべての生徒が、防犯の基礎である「いかのおすし」(行かない・乗らない・大声で叫ぶ・すぐ逃げる・知らせる)を身に付ける。

□ 生徒が危険を予測し回避できるよう、防犯に関する危険予測学習(KYT)を活用する。

・ **「安全マップ」の作成を通して、危険予測・回避能力を育てる。**

□ 安全教育の一環として、総合的な学習の時間や特別活動を活用して、安全マップづくりに取り組む。

□ 危険箇所は、地形、時間帯、天候等多面的な角度から安全点検を実施する。

・ **防犯指導を充実する。**

□ 日没前に下校できるよう総下校時間を検討する。日没後は一人で外出しないように指導を徹底する。外出が必要な場合は、可能な限り送迎するよう保護者へ依頼する。

□ 特に、帰宅が遅くなる生徒については、単独行動を避け複数で行動することや、防犯ブザー及び懐中電灯等の携行について指導を徹底する。

□ 総下校時間後にやむをえず生徒を学校に残す場合(部活動延長・生徒会活動等)は、事前にわかっている場合は、保護者の承諾を得る。急な場合は、必ず一人ひとりの保護者に連絡をとり、帰宅するまで、学校が責任を持つ。

□ 生徒の通学路や安全について、家庭で十分話し合うよう保護者に依頼する。

(3) 生活安全の取組

① 転落事故防止

・安全教育を徹底する。

- 生徒に対し、屋上やベランダ等の施設の危険性を十分に理解させ、危険な行動を取らないよう指導を徹底する。

・安全管理を徹底する。

- 防護柵や柵等のない第1～第3校舎の平屋根は、生徒に使用させない。常に施錠する。
- 給食棟・体育館前トイレの屋上や渡り廊下の天井に、よじ登らないよう指導し、管理を徹底する。
- 体育祭や文化祭等において、スローガンやモニュメント等を設置する場合には、フェンスや防護柵等がない部分については必ず教職員が行う。また、防護柵等がある部分に設置する場合も必ず教職員が付き添い、生徒の安全に万全を期す。

② 遊具・体育用具事故防止

・安全教育を徹底する。

- 遊具・体育用具の危険性と安全な使い方について、機会があるごとに十分な指導に取り組む。

・安全管理を徹底する。

- 定期的、日常的な安全点検を必ず実施する。
- 安全点検のポイント
 - ・目視だけでなく、金槌で叩く、揺らす、大人の力で実際に作動させるなど徹底した点検を行う。
 - ・土台や溶接部分の破損、転倒の危険を十分に確認する。
 - ・教職員間で遊具・体育用具に関する情報交換(安全面での気付き)を行う。
 - ・安全点検表を作成し、複数で確認する。

③ プール事故防止

・生徒の安全教育を徹底する。

- 水泳は危険を伴う運動であるため、睡眠を十分にとる、欠食をしないなど体調管理に努め、十分に準備運動を行うなど、自ら安全な行動を取ることの重要性について指導する。
- 周囲の級友の安全について気を配りながら泳ぐことを指導する。
- 人員点呼の重要性を理解し、素早く、正確に点呼できるようにする。
- 典型的な事故例を知り、個人の能力に応じた水泳を心がける。
 - ・スタート時に頭部から深く入水し、水底で頭部を打つ。
 - ・入水や潜水の際、無理な息こらえ等による重大事故(ノーパニック症候群)が

ある。

- ・施設の安全点検と水質管理を徹底する。
- プールの安全管理・衛生管理については、「プールの安全標準指針」及び「学校環境衛生の基準」を参考として徹底を図る。
- プールの排(環)水口の蓋及び吸い込み防止金具の強度、ボルト等による固定等が十分か、定期的に点検し、不備な箇所は速やかに改善を図る。
- プールの遊離残留塩素濃度は、プール水使用前及び使用中1時間に1回以上測定し、必要事項を帳簿等に記録し、保存しておく。
- プール水等の排水については、事前に必ず水質検査を行い、残留塩素の低濃度を確認した上で放水する。
- 塩素剤等を取り扱った水質管理や排水時の措置は、安全に十分配慮するとともに、学校薬剤師の指導・助言を得る。
- ・ **指導時の安全管理を徹底するとともに、緊急時に常に備える。**
- 指導に当たっては、「水泳指導の手引き（二訂版）」及び「学校における水泳事故防止必携（新訂版）」を参考とする。
- プールサイドに不要な器具等を放置せず、安全に留意する。
- 非常事態に備え、携帯電話等をプールに持参する。
- 指導担当教員のみでなく全教職員が、救急蘇生法及びAEDの使用法等を身に付ける。

④ 落雷・突風事故防止

- ・ **落雷や突風等の脅威を指導・啓発する。**
- 近年、部活動中の落雷や積乱雲からの突風（ガストフロント）によるテントの倒壊により、死者が出るなどの重大事案が全国的で発生している。
- 落雷や突風等、自然の怖さを認識し、危険を予測・回避することの大切さについて生徒や保護者に指導・啓発する。
- ・ **屋外活動時の留意点について教職員で共通理解し、指導する。**
- 屋外での授業、運動会・文化祭等学校行事、各種競技大会の実施及び開催にあたっては、事前に気象情報を入手する。
- 気象情報を入手する際は、強風や落雷等の警報や注意報等に留意し、発令された際は、参加者の安全確保を最優先する。
- 活動中止の決定権限をもつ者を、事前に特定しておく。
- 屋外での安全管理体制（本部に危機管理班、指導・監視班、救護班を設置）を明らかにして活動する。
- 大気が不安定なため、竜巻・ガストフロント・雷雨の発生等、急激な天候の変化が予想される場合は、予め、避難方法等について教職員の共通理解を図り、早期に対応する。
- 特に、テント等の設営には十分配慮する。（くいを必ず使用する）

⑤ 薬品事故防止

・ 理科薬品の安全管理を徹底する。

- 古くなり、薬品で腐食等がある保管庫は、新しいものと交換する。
- 保管庫の鍵は、理科薬品管理責任者が管理する。(理科主任)
- 地震対策として、保管庫が壁などに固定されていること。ガラス窓は、金網等が施されたものにし、薬ビンの転倒による破損がないようにする。
- 医薬用外毒物・劇物は、表示通りの保管場所に保管する。
- 保管庫内では、転倒防止のため、仕切りの入った保管用トレイに保管することが望ましい。液剤の場合は、砂を入れて保管する。砂を入れることにより、薬液がこぼれた場合、化学変化の速度が遅延される。
- 毎学期ごとに、在庫量と帳簿量を確認する。使用が無くても、任意に抽出し重量を量り、在庫量を確認する。
- 不要な理科薬品は、適正な方法で廃棄する。
- 理科薬品の管理帳簿の毎学期の確認欄に学校長の確認印を設ける。
- 使用する度に教員が薬品量を計量し帳簿に記入、在庫量と帳簿量を確認する。
- 理科薬品保管庫の取扱いは、生徒にはさせず、教員が行う。
- 「理科薬品管理状況調査表」に基づき、学校薬剤師による点検を年1回以上実施し、結果の報告を校長が受ける。

・ その他の薬品の安全管理も徹底する。

- プール薬品等の管理を適切に行う。

⑥ 熱中症防止

・ 熱中症による事故防止対策を徹底する。

- 授業や学校行事、部活動等の際には、熱中症による事故防止に留意する。
- 暑い季節の運動や作業は涼しい時間帯に行い、運動が長時間にわたる場合には休憩を多くとり、スポーツドリンク等により、こまめに水分や塩分を補給する。
- 体が暑さに慣れていない時には、短時間で軽めの運動から始め、徐々に慣らす。
- 暑い季節には、吸湿性や通気性のよい軽装にするとともに、屋外で直射日光に当たる場合は、帽子を着用する。
- 個人差や体調により、暑さへの耐性が違うことを踏まえ、健康観察を行う。

・ すべての教職員が応急処置を理解しておく。

- 涼しい陽の当たらない場所に寝かせ、衣服をゆるめ、水分や塩分を補給する。
- 経過観察中、容態が急変し、死に至るケースもある。注意を怠らない。
- 昏睡状態でけいれんを伴う場合はもちろん、応答が鈍いなど、少しでも意識が朦朧としている場合は、救急車を要請し、早期に医師の手当てを受ける。
- 医師の診断までの間、濡れタオルや氷などで体を冷やすなどの応急手当を行う。
- 緊急時の対応のために、応急手当の研修や、連絡先(学校医、消防署、教育委員会、家庭等)を明確にするなど、救急体制を確立しておく。

(4) 交通安全の取組

- **警察等と連携し、交通安全教育の充実を図る。**
 - 交通安全教育の充実により、「自らの命は自ら守る」意識を醸成し、交通ルールを守ることを身に付ける。
 - 心にゆとりと、時間に余裕をもって行動することを身に付ける。
 - 警察等と連携し、交通安全教室、自転車教室等に取り組む。
 - 毎週木曜日を「交通安全指導日」とし、各学年部ごとに当番を決め、登校時通学路の危険場所に立ち、交通安全指導を行う。
 - 特に、自転車の安全運転に気を付ける。自転車の安全点検も重要である。
 - ・自転車運転時のヘルメットの着用を義務とする。
 - ・並列、2人乗り運転はしない。
 - ・携帯電話を操作しながら、傘を差しながら、ヘッドホンステレオ等を聞きながらなどの、「ながら運転」はしない。
 - ・坂道などで、スピードを出し過ぎ、高速で走行しない。
 - 道路横断時は、横断歩道や自転車横断帯を利用し、飛び出しや斜め横断はしない。
 - 交差点や踏切では、必ず一旦停止し、左右の車両等の走行に気を配る。
 - 地域の生徒指導連絡協議会・青少年育成協議会等で情報交換を行い、交通事故の未然防止に取り組む。
 - 進学説明会・1日入学時に、新入生及び保護者に対し、交通安全指導の徹底を図る。
- **危険予測学習（KYT）を活用する。**
 - 学校における交通安全教育は、教職員による説明的な指導から、生徒等が自らの安全を自ら確保しようとする態度の育成に向け、質的な変換が求められている。
 - 危険予測学習は、①状況把握、②危険予測、③回避方法の考察、④安全行動の意思決定の4段階で学習する。終わりの会など、短時間での指導も可能である。
- **加害者となった際の責任について教える。**
 - 自転車は軽車両の一つであり、場合によっては、交通事故の加害者となることを常に意識する。
 - 自転車であっても、法律違反をして事故を起こすと刑事上の責任が、相手に怪我をさせた場合は、民事上の損害賠償責任が生じることを生徒に教える。
 - 万一の事態に備え、保護者に対し、個人賠償保険や傷害保険等の利用について啓する。

(5) 災害安全の取組

① 学校防災体制

・ 学校防災体制を整備する。

- 情報収集・連絡体制を確立する。
 - ・ 緊急地震速報を活用する。
 - ・ 「山口県土木防災情報システム」を活用して、台風、大雨、土砂災害等の気象情報等を迅速に入手する。
 - ・ 生徒、保護者に休校・自宅待機等を早急に連絡するため、マチコミメールや学校ホームページを活用する。
- 災害から身を守るために、「台風接近」や「土砂災害警戒情報」発令時等の学校の対応方針について明確にしたマニュアルを作成し(後掲)、生徒と保護者に周知する。指定避難場所も案内する。
- 「山口県土木防災情報システム」に掲載されている各市町作成の「洪水ハザードマップ」や県が示している「土砂災害危険箇所」を活用し、危険箇所を把握するとともに、地域の過去の災害被害を把握し、安全マップの充実を図る。
- 災害発生時のパニックを防止するため、専門家や関係機関等とも連携し、防災教育や避難訓練等を計画的に実施し、安全に避難できるようにする。
- 関係機関(市町、消防等)と連携した体制を整備し、地域全体の防災力の向上を図る。伊佐地区合同防災訓練を実施する。
- 市町防災担当部局や地域防災組織(自主防災組織)と連携し、避難所の運営等の協力体制を整備する。

② 防災教育

・ 防災教育に取り組む。

- 生徒が自然災害のメカニズム、地域の自然環境や過去の災害、防災体制の仕組みなどをよく理解し、災害時における危機を認識して、日常的な備えを行うとともに、的確な判断の下に自らの安全を確保するための行動を迅速にとれる能力(防災リテラシー)を身に付けることを目的とした防災教育を推進する。
- 学校安全計画に基づき、各教科、道徳(道徳教育)及び特別活動、総合的な学習の時間等、学校教育全体を通じて、組織的・計画的に防災教育・訓練に取り組む。
- 理科や社会科の教科学習、特別活動等を活用した地域人材や専門家による防災教室、避難訓練等に取り組む。
- 火災・地震等の避難訓練を計画する。
- 被災後の対応についても、学習の機会をもつ。

③ 地震への備え

- ・ **地震対応マニュアルを整備するとともに、緊急地震速報を活用する。**
 - 「地震対応マニュアル」(別紙資料3)を整備し、平常時からの対策を徹底するとともに、「震災時行動指針」について生徒・教職員に周知を図る。
 - 緊急地震速報受信後の最善行動は、家具から離れる、机の下に隠れるなどの「身の安全の確保」である。
 - 受信後は、数秒～数十秒で主要動が到来する。瞬時に対応しないと間に合わない。
- ・ **地震に備え、施設・設備の安全管理を徹底する。**
 - 本棚やテレビ等、校舎内の施設・設備について転倒・落下防止策を施す。
 - 灯油タンクや簡易倉庫など、屋外の施設・設備について転倒防止策を施す。
 - 施設・設備の定期安全点検において、地震対策に関する項目を明記して点検する。
 - 避難経路となる廊下や階段、出入口等には避難の障害となる物を置かない。
- ・ **学校外における地震被災の対応を周知する。**
 - ブロック塀や自動販売機等、倒壊しやすいものに近付かない。
 - 窓ガラス等高所からの落下物に気をつける。
 - 土砂崩れや土石流等が起こりそうな場所に近付かない。
 - 海岸にいたときは、海岸から離れ高所に避難する。

④ 風水害・土砂災害への備え

- ・ **日常からの風水害・土砂災害への備えをする。**
 - 風水害・土砂災害の登下校方針や避難体制を明確にする。
 - 「山口県土木防災情報システム」等を活用し、日常から危険箇所を把握し、安全マップに掲載し、避難方法等を考えておく。
 - ・ 河川、ため池等の氾濫の恐れがある場所
 - ・ 崖崩れ等の土砂災害の起こりやすい場所
 - ・ 道路が浸水しやすい場所
 - ・ 暴風時に倒木等の被害の恐れがある場所 など
 - マニュアルに基づき、学校と地域の実情に応じて避難訓練を実施する。
- ・ **台風の接近等、緊急時の対応について、事前に生徒・保護者に伝えておく。**
 - 登校前の時点で、災害の恐れがある場合は、地域の状況により登校の可否を決定し、家庭連絡やマチコミメール等によって速やかに的確な指示を行う。
 - 状況により、保護者の同伴登下校、教職員の引率などについて考慮する。
 - 下校させる場合には、気象状況、通学路の状況等を確認し、下校のタイミングを的確に判断する。早めの下校を実施し、危険な状況下での下校はさせない。
 - 台風等による臨時休業や下校時刻を切り上げる場合は、近隣学校間で連携する。

・ **天候回復後は、安全点検を実施する。**

- 学校施設設備を点検し、安全確認を行い、必要に応じて適切な措置を講じる。
- 飲料水について、必ず安全確認を行う。また、学校給食についても、施設設備の衛生管理を徹底する。
- 通学路の安全点検を行い、状況によっては通学路の変更を行うなど、適切な措置を講じる。

(6) 生徒等の教室・訓練、教職員研修

① 生徒の教室・訓練

生徒の防犯教室・訓練、交通安全教室、防災教室・訓練とともに、安全に関する総合的な取組を推進する。

- 教室・訓練とともに、生徒による安全マップづくり、KYTを活用した交通安全教育、災害の発生メカニズム、地域の自然環境、過去の災害等の学習について、各教科、道徳及び特別活動、総合的な学習の時間等を通じて行い、児童等の危険予測・回避能力を育む。
- 専門家と連携して取り組む。

② 教職員研修

教職員の研修・訓練が必要である。

- 研修や訓練は計画的に行う。朝礼時や職員会議等も活用し、危機対応等の共通理解にも取り組む。
- 教職員は、生徒とともに、避難訓練に主体的に取り組む。
 - ・ 避難訓練の際は、教職員は生徒の監視役ではなく、訓練の主体者である。
 - ・ 訓練では教職員の役割分担を明確にする。
- 毎年度、以下に取り組むことが望まれる。なお、職員会議等での確認も含む。

- 学校安全計画について
- 危機管理マニュアルについて
- 重大事案発生時の危機対応について
- 休日・夜間等における危機管理体制について
- 不審者対応の実技研修について
- スクールガードとの連携について
- 危険予測学習（KYT）について
- 災害発生時の対応について
- 救急救命法について
- 学校安全の広報・啓発（Webページ等）について
- 賠償責任や傷害保険の理解について など

3 緊急時の初動・初期対応

(1) 緊急時の校内組織と基本的対応

① 事案発生時の基本的対応

項目		取組内容	
1	管理職への報告と最新情報入手	<input type="checkbox"/> 5W1Hに基づきメモを取り、校長(管理職)へ情報を集約。 <input type="checkbox"/> 校長(管理職)は、現場を確認し、必要に応じ現場を保存。 <input type="checkbox"/> 校外での事案は、生徒指導主任等を派遣し、現場での情報確認や目撃生徒の有無等を確認。地元警察・消防・教委からも最新情報を入手。 <input type="checkbox"/> 時系列での記録開始と最新情報把握。過去の記録も確認。	
2	緊急支援要請等	<input type="checkbox"/> 重大事案発生時は、警察、教育委員会へ支援を要請。 <input type="checkbox"/> 傷病者がいる場合は、生命の安全を最優先し、できる限りの応急措置、救急救命措置を施すとともに、救急車出動を要請。	
3	緊急招集	<input type="checkbox"/> 校長(管理職)は、教職員を緊急招集し、以下を指示する。	
	緊急会議 役割分担	A 役割分担	<input type="checkbox"/> 教職員への連絡と、役割分担の指示。守秘義務の遵守を確認。
		B 生徒等への連絡	<input type="checkbox"/> 緊急避難を要する事案は、全校放送等により避難の連絡 場所を連絡。集合後の安否確認は名簿等により、確実に行う。
		C 保護者連絡	<input type="checkbox"/> 関係保護者に連絡。学校関係者の目撃情報でない場合は、未確認情報であると断った上で伝える。 <input type="checkbox"/> 事案に応じ、全保護者に電話や通知文等で緊急連絡(事案により緊急保護者会を実施)。
		D 教育委員会報告	<input type="checkbox"/> 簡潔かつ最新情報を報告。重大事案であるほど迅速に対応(まず、電話連絡を)。
		E 関係機関等と連携	<input type="checkbox"/> P T A役員に説明及び協力依頼。 <input type="checkbox"/> 警察・消防等と継続的に連携。日頃からの連携が大切。
F 報道対応	<input type="checkbox"/> 報道対応窓口を管理職等に一本化。また、管理職等窓口決定をサポートする。 <input type="checkbox"/> 重大事案は、早期に記者会見の開催を決定し、報道へ連絡。		

② 校内組織

□ 事案発生時は、全教職員が協力し、組織的に危機対応に当たる。

班		役割分担	担当
統括 責任者		全体指揮	①校長 ②教頭
危機管理	学校安全班 (危機管理班)	学校安全担当	教頭、生徒指導主任、保健主任
		情報管理担当	教務主任、特別支援 Co
		庶務担当	事務 (事務室)
	報道対応班	報道担当	校長、教頭、教務主任、生徒指導主任等
	保護者班	保護者担当	教頭、学年主任
ケア	学年班	学年担当	学年主任、(教務主任) 担任・副担任
	ケア班	ケア担当	養護教諭、教育相談担当

責任者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事案の全体把握と対応決定 ・ 警察、教育委員会との連携 ・ 被害者・被災者への対応 (事案により謝罪) ・ 保護者対応、報道対応 など
学校安全班 (危機管理班)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最新情報の把握 ・ 学校内外の安全状況の把握 ・ 保護者、関係機関、報道等への連絡・通知等 ・ 報告準備 ・ 記録(時系列)の整理 ・ 食事等補給 など
報道対応班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 報道対応準備 (「2章2(5)報道機関への対応」を参照)
保護者班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当保護者への状況説明・支援等 ・ 全保護者への緊急連絡による不安軽減 ・ 緊急保護者会や通知文の準備 など
学年班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被害児童等への付添・見舞い ・ 学年児童等の状況把握と不安軽減 など
ケア班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急手当 ・ 学校医・医療機関等との連絡連携 ・ ハイリスク児童等の把握 (ケア会議開催) ・ 教育相談等のケア活動 など

③ 参集体制

【風水害の場合】

災害情報	参集職員	主な業務	連絡方法
<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警報情報・発令の場合 ・記録的短時間大雨情報発令の場合 ・台風接近情報発令の場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・校長 ・教頭 ・教務主任 ・生徒指導主任 ・各学年主任 	<ul style="list-style-type: none"> ・一斉下校、休校等の措置確認 ・被害状況の確認 ・敷地内の危険箇所及び飛散物の確認 ・情報確認 	《平日》 <ul style="list-style-type: none"> ・左記の参集職員へ校内連絡 《夜間・休日》 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡網

【地震の場合】

災害情報	参集職員	主な業務	連絡方法
<ul style="list-style-type: none"> ・震度5弱以上が発表された場合 	《平日》 <ul style="list-style-type: none"> ・出勤職員 《夜間・休日》 <ul style="list-style-type: none"> ・校長 ・教頭 ・教務主任 ・生徒指導主任 ・各学年主任 	<ul style="list-style-type: none"> ・一斉下校、休校等の措置確認 ・被害状況の確認 ・敷地内の危険箇所及び飛散物の確認 ・情報確認 	《平日》 <ul style="list-style-type: none"> ・左記の参集職員へ校内連絡 《夜間・休日》 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡網

- 生徒・保護者等に、休校・自宅待機等の決定を速やかに連絡できるよう、マチコミメールによる緊急連絡を活用する。
- 災害発生時は、生徒の安否確認が急務である。さらに、家族・住居の被災状況等を早急に確認し、必要に応じてケア対策を講じる。

④ 110番、119番への通報文例等

・ 警察への緊急連絡

局番なしの110番をダイヤル（携帯も同じ。県警本部通信司令室に直接繋がる。）

※通報文例

- ① 落ち着いて、「伊佐中学校です。今、不審な男（女）が校内に侵入して暴れています。生徒が怪我をしています。すぐに支援をお願いします。」
- ② その後は、質問に答える形で、
通報者氏名
学校住所 美祢市伊佐町伊佐4616
電話番号 (0837) 52-0307
などを正確に知らせる。

・ 消防への緊急連絡

局番なしの119番をダイヤルする。110番通報した場合は、救急車が連動し手配されるが、重複してもよい。

※通報文例

- ① 事故の種別
必ず相手が、「もしもし、火災ですか、救急ですか」と聞くので、はっきりと「火事（or 事故）です。消防車（or 救急車）をお願いします」と伝える。
- ② その後、質問に答える形で、
通報者氏名
学校住所 美祢市伊佐町伊佐4616
電話番号 (0837) 52-0307
状況 火災の場合・・・出火位置・燃焼物・逃げ遅れの有無など
救急の場合・・・傷病者の名前・性別と年齢、意識や状態など

・ 教育委員会等への緊急連絡

学校名と発生事案名、関係者名を第一に伝える。

（美祢市教育委員会 0837-52-1118）

その後、以下の優先順位で、簡潔に概要を報告する。

- 「WHAT 何が起きた」
- 「WHO 関係者は」
- 「WHEN いつ」
- 「WHERE どこで」
- 「WHY なぜ」（発生直後は、原因等は分からないことが多い）
- 「HOW どのように、どうした、現状は、学校の対応は」

⑤ 関係保護者への迅速な連絡

- 事案発生の第一報入手直後に、5W1Hに留意しながら、関係保護者に連絡する。
学校関係者の目撃情報でない場合は、未確認情報であると断った上で伝える。
- 関係保護者には、電話連絡だけではなく直接会い、事案に応じて謝罪、最新情報を交換するなど、緊密に連携する。
- 被害生徒の保護者への連絡は、特に迅速に行う。
 - ・被害生徒本人の口より早く学校から知らせる。(誠意は迅速さにあらわれる)
 - ・電話より直接の連絡を追求する。(緊急事態はまず電話で)
 - ・事案に応じては謝罪
 - ・緊密に連携する。(繰り返しの連絡)
- 加害生徒がいる場合、早期に家庭と連携し、適切な対応を支援する。
- 校内に、加害者・被害者の当事者がいれば、双方の保護者と連携し、事案解決に向け支援する。

⑥ 保護者への引き渡し

① 引き渡しの判断

- 災害等により、生徒だけで帰宅させることが危険であると判断した場合、学校に留め、保護者に引き渡す。
- 家庭の状況により、災害時に保護者の帰宅が困難な家庭に関しては、学校に留め保護者に引き渡す。

② 学校に待機させるときの留意点

- 生徒の不安解消のため心のケアに努め、スクールカウンセラーや学校医との連携を図る。

③ 引き渡しの手順

- 1 保護者への引き渡し下校とすることを決定する。
- 2 引き渡し下校をすることをマチコミメールや電話で保護者に連絡する。
- 3 生徒に引き渡し下校をすることを伝える。
- 4 迎えに来た保護者に直接引き渡す。
- 5 残った生徒の安全を確保し、今後の見通しを検討し、生徒に説明する。

(2) 緊急時の登下校対応

① 避難・登下校対応

- **避難誘導の方法や経路等を明確にする。**
 - 生徒を発生源から遠ざけ、安全な場所へ誘導し、生命の安全を確保する。
 - 生徒が悲惨な状況を見ないように配慮する。
 - 校内放送等の指示により、定められた場所へ、迅速かつ安全に避難する。
 - 避難経路は、災害時に本当に安全か、十分に確認しておく。
 - 名簿により、確実な人員把握をする。
 - 避難場所で、生徒の不安の軽減を図る。
 - 想定される災害ごとに、生徒への指示事項を明確にする。
- **緊急時の生徒の登下校対応について明確にする。**
 - 緊急事案発生時は、生徒の登下校について、特に留意する。
 - 災害時は、保護者またはそれに代わる人へ生徒を直接引き渡す。

② 保護者との連携

- **緊急事案発生時においても、保護者と十分な連携を図る。**
 - 個人情報等に配慮しながら、正確な情報を提供し、学校等の今後の対応を説明し、保護者の不安を軽減する。
 - 事後対応への協力を仰ぐとともに、個別相談等に積極的に応じる。
- **重大事案は、緊急保護者会等により、保護者へ説明する必要がある。**
 - 重大事案発生時は、早期に家庭への連絡や緊急保護者会を実施する。保護者会は、PTA会長等の協力の下に実施する。
 - 緊急保護者会では、事案の概要、生徒の様子、学校の思い、家庭での児童等への配慮事項、相談窓口等について説明する。通知文の内容も同様である。